

第33回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和 2 年 4 月 2 8 日 開会
令和 2 年 4 月 2 8 日 閉会

浦幌町農業委員会

令和2年 4月28日 第33回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時30分

閉会 午後3時08分

1 出席委員

| | | | | | |
|-----|------|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 伊藤光一 | 2番 | 小野木 淳 | 3番 | 香川 由 |
| 4番 | 石塚健一 | 5番 | 福田和己 | 6番 | 大坂 有 |
| 7番 | 山村幹次 | 8番 | 廣富一豊 | 9番 | 高木政志 |
| 10番 | 木南和徳 | 11番 | 森 秀幸 | 12番 | 石森正浩 |
| 13番 | 小川博幸 | | | | |

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行
農地係長 小川裕之
主 事 河上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 下限面積（別段の面積）の設定について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について
- 日程第 6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について
- 日程第 8 議案第5号 農地所有適格法人要件の確認について
- 日程第 9 議案第6号 令和2年度農業委員会活動方針の策定について
- 日程第 10 議案第7号 令和元年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和2年度農業委員会活動計画（案）について

4 議事内容 午後2時30分開会

○坂下事務局長 総会に入ってまいりたいと思います。総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 ただ今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第33回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」についてを議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号8番廣富委員、9番高木委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 下限面積(別段の面積)の設定について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、議案第1号、「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。下限面積(別段の面積)の設定について。農地法第3条第2項第5号に定める下限面積(別段の面積)について、次のとおり決定する。令和2年4月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

記、下限面積(別段の面積)2ヘクタール(変更なし)。農地法第3条に規定する下限面積の設定については、下限面積2ヘクタール以下で面積を設定した場合は別段面積となり、農地法施行規則第17条に以下の別段面積の基準が定められております。別段の面積を定める基準は、農地法施行規則第17条で、1、下限面積を下回る農家が全体の40%を超えないこととなっており、2015年農林業センサスで、町内農家230戸中2ヘクタール以上が226戸で、2ヘクタール未満の割合は1.8%の状況にあります。2、耕作放棄地が相当数存在すること。3、下限面積未満の農家数が増加し、農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用確保に支障が

生じる場合があるときに別段の面積を定めることができることとなっておりますが、本町の農業経営の状況から勘案しても下限面積の変更の必要性は生じていないと判断し、下限面積を農地法第3条第2項第5号の規定に定める2ヘクタールとする内容であります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは、議案第1号を採決いたします。本案を原案とおりに決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は、原案とおりに決定をいたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 次に、日程第5、議案第2号「農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。議案第2号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。令和2年4月28日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の3件であります。

議案書5ページをご覧ください。賃貸人は、瀬多来に住所を有する方から委任を受けた農地利用集積円滑化団体、浦幌町。賃借人は、留真に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成27年2月26日に賃貸借されましたが、令和2年4月6日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書6ページをご覧ください。賃貸人は、幕別町に住所を有する方。賃借人は、生剛に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成25年2月1日に賃貸借されましたが、令和2年3月23日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書7ページをご覧ください。賃貸人は、朝日に住所を有する方。賃借人は、生剛に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成25年2月1日に賃貸借されましたが、令和2年3月23日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいま説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 それでは次に日程第6、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買2件、贈与2件の所有権移転案件と賃貸借4件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。それでは初めに所有権移転案件番号1番から4番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書8ページをご覧ください。議案第3号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和2年4月28日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件2件、贈与案件2件、賃貸借案件4件でございます。

番号1番。譲渡人は、瀬多来に住所を有する方。譲受人は、統太に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は27筆合わせまして332, 889平方メートルです。契約の種類は売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

議案書9ページをご覧ください。番号2番。譲渡人は、帯富に住所を有する法人。譲受人は、統太に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして1, 840平方メートルです。契約の種類は売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号3番。譲渡人は、本町に住所を有する方。受人は、帯富に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は4, 517平方メートルです。契約の種類は贈与、経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、農地の有効利用のため。譲受人は、経営規模拡大のためであります。

番号4番。譲渡人は、宝町に住所を有する方。譲受人は、時に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は3筆合わせまして357, 207平方メートルです。契約の種類は贈与、経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は譲受人の都合により農地を贈与する。譲受人は、農地を取得することにより経営の安定を図るものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。

議案書11ページから16ページに3条番号1から4の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号1番、2番について、地区担当の石森委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○石森委員 番号1番と2番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため農地を売買する内容であり、4月15日現地を確認したところ、農地法第3

条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号3番、4番について地区担当の山村委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いします。

○山村委員 番号3番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営規模拡大のため贈与を受ける内容であります。また、番号4番につきましては、農地を取得することにより経営の安定を図るため贈与を受ける内容であります。4月13日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第3号の番号1番から4番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号1番から4番は、原案のとおり決定をいたしました。次に利用権設定案件、番号5番、7番、8番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書9ページをご覧ください。番号5番。貸主は、南町に住所を有する法人。借主は、音更町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は3筆合わせまして32,296平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は記載のとおりであります。契約期間は、令和2年4月30日から令和12年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は借主の希望により農地を貸し付ける。借主は、新規参入により農産物の生産、販売を実施するものであります。

議案書10ページをご覧ください。番号7番。貸主は、幕別町に住所を有する方。借主は、朝日に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は、49,226平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は記載のとおりであります。契約期間は、令和2年4月30日から令和12年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は農地の有効利用のため。借主は、経営規模の拡大のためであります。

番号8番。貸主は、朝日に住所を有する方。借主は、朝日に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は40,723平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和2年4月30日から令和12年12月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は契約解除し返還された土地を新たに貸し付ける。借主は、経営の規模拡大であります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。

議案書17ページ及び19ページから20ページに3条番号5及び7から8の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号5番について、地区担当委員の高木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○高木委員 番号5番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、新規参入により農産物の生産、販売を実施するため農地を借り受ける内容であり、4月10日現地を確認したところ、農

地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号7番、8番について、地区担当の石塚委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○石塚委員 番号7番、8番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営の規模拡大のため農地を借り受ける内容であり、4月12日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号の番号5番、7番、8番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号5番、7番、8番は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、利用権設定案件番号6番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、議席番号4番石塚委員、9番高木委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席をしていただきます。ここで暫時休憩をいたします。

(石塚委員、高木委員退席)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書10ページをご覧ください。番号6番。貸主は、新町に住所を有する法人。借主は、朝日に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は3筆合わせまして361、673平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は記載のとおりであります。契約期間は、令和2年4月30日から令和4年11月30日までの2年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は農地を返還されたため、新たに貸し付ける。借主は、農地を賃貸借することにより経営の安定を図るものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書18ページに3条番号6の位置図を添付しておりますのでご覧ください、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員長の太田委員長より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○太田委員 番号6番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、農地を賃貸借する至って経営の安定を図る内容であり、4月11日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号の番号6番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号6番は、原案のとおり決定をいたしました。ここで議席番号4番石塚委員、9番高木委員の退席を解きます。

暫時休憩いたします。

(石塚委員、高木委員着席)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○坂下事務局長 議案第3号の番号6番につきましては、原案のとおり決定いたしましたおとをご報告させていただきます。

●日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○小川議長 日程第7、議案第4号、「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書22ページをご覧ください。議案第4号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農業者を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をもって町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。令和2年4月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

議案書23ページより、ご説明申し上げます。売買案件1件の内容であります。番号1番。所有権の移転を受ける者は、富川に住所を有する方。所有権の移転をする者は、富川に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は8筆合わせまして32,644平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期は令和2年4月30日。対価の支払期限は令和2年8月31日。土地の引渡時期は令和2年4月30日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。議案書24ページに番号1番の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第8 議案第5号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 次に日程第8、議案第5号、「農地所有適格法人要件の確認について」を議題といたします。まず、番号1番から11番を審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書26ページをご覧ください。議案第5号。農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定により提出のあった農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の確認要件について審議されたい。令和2年4月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項で、毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3ヵ月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

ただいま審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号1番から11番の11件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。確認要件につきましては、議案書27ページに説明資料がございますので、この資料に沿って説明させていただきます。農地所有適格法人の確認要件には、会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件。主たる事業が農業であるという事業要件。株式会社の場合は議決権の合計(株式)の過半を、持分会社の場合は社員の過半を、次に掲げる者が占めていなければならないという構成員要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという役員要件。以上の4要件があります。この4要件につき、別添の第33回農業委員会総会議案説明資料1ページから22ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、番号1番から11番の法人につきましては、要件を満たしておりますので、適と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは番号1番から11番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、番号1番から11番は、原案のとおり決定いたしました。

次に、番号12番を審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、議席番号6番大坂委員の体積を求めます。審議終了後に入室、着席をしていただきます。ここで、暫時休憩いたします。

(大坂委員退席)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書26ページをご覧ください。ただいま審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号12番の1件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。

確認要件につきましては、別添の第33回農業委員会総会議案説明資料23ページから24ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件の4要件のいずれも満たしておりますので「適」と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは番号12番を採決いたします。本案を原案のとおり決定

することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、番号12番は、原案のとおり決定をいたしました。ここで、議席番号6番大坂委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(大坂委員着席)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○坂下事務局長 議案第5号番号12番につきましては、原案のとおり決定いたしましたことをご報告させていただきます。

●日程第9 議案第6号 令和2年度農業委員会活動方針の策定について

○小川議長 次に日程第9、議案第6号、「令和2年度農業委員会活動方針の策定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書28ページをご覧ください。議案第6号。令和2年度農業委員会活動方針の策定について。このことについて、別紙のとおり活動方針を策定することについて審議されたい。令和2年4月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

議案書29ページをご覧ください。令和2年度浦幌町農業委員会活動方針。1、活動目標。農業委員会は、全国統一組織理念である「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる“かけ橋”」を尊重し、全農業委員が一体となって地域農業及び農業者の利益代表機関である行政委員会として、高齢化、国際化、生産環境の保全等、今日的農業情勢に対応していく組織活動の強化と資質の研鑽に努めるとともに、活力のある農業振興の推進に取り組む。2、重点方針。

(1) 認定農業者など、意欲と能力のある担い手の育成及び創意工夫を活かす経営政策の確立支援。(2) 農地を守り経営視点に立った利用集積の促進。(3) 農業者、地域の声の農政への反映。

(4) 農業委員会活動の強化及び組織改革に向けた取り組み。3、活動方針。(1) 農地の有効利用の推進。

議案書30ページをご覧ください。(2) 農地の利用集積・集約化の推進。(3) 法定所掌事務の実施。(4) 地域農業振興対策の推進。(5) 担い手育成対策の推進。議案書31ページをご覧ください。(6) 農業者年金対策の推進。(7) 情報活動の推進。4、委員会体制の整備充実。(1) 農業委員会総会の開催。(2) 農地台帳等の整備。(3) 農業委員、職員の資質向上。以上が活動目標、重点方針、活動方針、委員会体制の整備充実の項目となります。基本的に昨年度と同内容としておりますが、議案書30ページの上段(2)の②人・農地プランに基づく農地集積の推進については、昨年度まで「農地利用集積円滑化団体と連携し農地の集積を推進する。」としておりましたが、法律の改正により農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合一体化されたことから、「関係機関等と連携し、農地の集積を推進する。」に変更させていただきました。以上についてご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決定

することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号については、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第10 議案第7号 令和元年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和2年度農業委員会活動計画(案)について

○小川議長 次に日程第10、議案第7号、「令和元年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和2年度農業委員会活動計画(案)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書32ページをご覧ください。議案第7号。令和元年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和2年度農業委員会活動計画(案)について。令和2年4月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

昨年4月開催の第21回総会において、令和元年度農業委員会活動計画を決定し、その活動計画に基づき令和元年度農業委員会活動計画の目標及び達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和2年度農業委員会活動計画(案)について、別紙のとおり作成しましたので、ご提案いたします。

議案書33ページをお開きください。はじめに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)でございます。

時計文字Ⅰ、農業委員会の状況につきましては、農林業センサス等に基づいた数値により農業の概要を記載しており、農業委員会の現在の体制につきましては、新制度に基づく農業委員数を記載しております。

時計文字Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、平成31年3月現在、浦幌町の農地面積は、11,300ヘクタールで、この内9,636.4ヘクタールが集積され、集積率は85.28パーセントであります。令和元年度の集積実績としましては、集積目標9,636.4ヘクタールに対しまして9,596.4ヘクタールが集積され、99.58パーセントの達成状況でありました。活動実績としましては、農地相談の実施、農用地利用調整会議、権利者調整委員会の開催を必要に応じて実施してきましたので、評価の案は、目標に対する評価の案及び活動に対する評価の案ともに適正とさせていただきます。

議案書35ページをお開きください。時計文字Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、過去3年間では1戸と3法人が新規参入されておりますが、令和元年度の参入実績としましては、参入目標1経営体に対しまして1経営体が参入し、100パーセントの達成状況でありました。

活動実績としましては、新規就農希望者の相談実施。認定農業者、担い手の各種相談、支援。家族経営協定の推進。農業青年人材銀行等による後継者、新規就農者等担い手確保としており、活動に対する評価の案は、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためにも、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していく必要があるとさせていただきます。

時計文字Ⅳ、遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、平成31年3月現在遊休農

地は0ヘクタールで、令和元年度においても新たに遊休農地は発生しておりませんので実績も0ヘクタールとしております。農地の利用状況調査につきましては、いわゆる農地パトロールを8月下旬から9月上旬にかけて3地区に分けて農業委員のほか事務局及び町産業課の職員により実施し、遊休農地への指導件数はありませんでした。活動実績としましては、農地利用状況調査を実施したが、遊休農地は見受けられなかったことから、活動に対する評価の案は、遊休農地の未然防止が図られたとさせていただきます。

議案書37ページをお開きください。時計文字V、違反転用への適正な対応についてですが、平成31年3月現在違反転用面積は0ヘクタールで、令和元年度中においても新たな違反転用は発生しておりません。活動実績としましては、8月から9月に農地パトロール月間を設定し、地区ごとによる農地パトロール及び啓発活動・監視活動を実施しました。活動に対する評価の案は、地区ごとによる農地パトロールの実施及び啓発活動・監視活動の実施により、違反転用を未然に防止できたとさせていただきます。時計文字VI、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検であります。令和元年度1年間の農地法第3条に基づく許可事務の処理件数は、50件ですべて許可としており、また、農地転用に関する事務の処理件数は3件でありました。実施状況につきましては、記載のとおりとなっております。是正措置はございません。

議案書39ページをお開きください。3、農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、報告書提出農地所有適格法人29法人のうち、5法人に督促を出しましたが、すべての法人から報告書が提出されております。4、情報の提供等につきましては、記載のとおりとなっております。是正措置はございません。時計文字VIII、事務の実施状況の公表等につきましては、記載のとおりであります。以上が、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）でございます。

議案書41ページをお開きください。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）でございます。時計文字I、農業委員会の状況につきましては、農林業センサス等に基づいた数値により農業の概要を記載しており、農業委員会の現在の体制につきましては、新制度に基づく農業委員数を記載しております。時計文字II、担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、令和2年度の目標及び活動計画については、現状維持を目標としております。活動計画は、農地相談の実施。農用地利用調整会議、権利者調整委員会を必要に応じて開催することとさせていただきます。時計文字III、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、令和2年度の目標を1経営体とし活動計画としましては、関係機関と連携を密にしながら新たな担い手の発掘に努めるとさせていただきます。

議案書43ページをご覧ください。時計文字IV、遊休農地に関する措置につきましては、遊休農地の新たな発生を防ぎ、令和2年度の活動計画は、8月から9月にかけて農地パトロールを実施していきます。時計文字V違反転用への適正な対応につきましても、新たな発生を未然に防ぐため、農地パトロール及び啓発活動、監視活動の実施を活動計画とさせていただきます。以上が令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）であります。ご審議のほどよろしくお願ひします。なお、本日、この令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を承認いただいた後、30日間町ホームページに掲載しまして点検・評価（案）に対する町内の農業者の皆様のご意見を伺います。ご意見があれば、議案書40ページに記載の時計文字VII、地域農業者等からの主な要望・意見及

び対処内容の項目に意見等を追加し、なければ、意見無しとさせていただきます。

また、これまで、町ホームページ上で点検・評価及び活動計画を公表しておりましたが、この度、農業委員会の「見える化」を目的とし、全国農業会議所ホームページ内で点検・評価及び活動計画を一覧できるサイトが開設されたことにより、これまでの町ホームページ上での公表に代わり、全国農業会議所ホームページ内での公表をもちまして、市町村段階での公表の義務を果たすこととなります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

○伊藤委員 議案39ページ、農地所有適格法人からの報告についてありますね。その中で、報告書提出農地所有適格法人数27法人、その下に報告書の督促を行った農地所有適格法人数1法人、その下、督促後に報告書を提出した農地所有適格法人5法人となっているがどういう意味ですか。

○小川議長 調整のため暫時休憩します。

(暫時休憩)

○小川議長 休憩を解き、会議を開きます。

○小川係長 伊藤委員からのご質問のありました、39ページの3番、農地所有各法人からの報告への対応、この中の報告書の督促を行った農地所有適格法人数、現在議案では1法人となっておりますが、正しくは5法人となります。修正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

○小川議長 よろしいですか。

○伊藤委員 了承。

○小川議長 その他質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第7号を採決いたします。本案を提案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号については、提案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日附議された議案の審議はすべてを終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発議があれば挙手をお願いいたします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それでは以上をもちまして第33回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時08分閉会

令和2年4月28日